

岩手県告示第116号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営大清水地区（内城工区及び大清水工区）土地改良事業（九戸郡軽米町）に係る換地処分をした。

平成28年2月5日

岩手県知事 達 増 拓 也